

「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」におけるワンルーム建築物に係る基準の一部改正に対する意見公募手続（パブリックコメント）の結果について

1 案件名

「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」におけるワンルーム建築物に係る基準の一部改正について

2 募集期間

令和2年（2020年）11月1日から12月1日まで

3 担当課

都市景観部都市調整課

4 意見公募周知

- ・広報かまくら（11月1日号）への掲載
- ・市ホームページへの掲載
- ・市役所本庁舎ロビー、都市調整課窓口（本庁舎3階）、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、玉縄図書館、大船図書館における資料配架

5 意見提出総数

8通（15件）

6 意見受付方法

- ・郵送 0通
- ・FAX 0通
- ・電子メール 6通
- ・持参 1通
- ・意見回収箱 1通

7 意見に対する市の考え方

別紙「意見の概要及び市の考え方」のとおり。

8 その他

- ・頂いた御意見については、一部内容を要約しています。
- ・1通の御意見の中で複数件の御意見がある場合は、文章を分割して整理しているものがあります。